弁護士会活動の活性化に要する費用を補助するための特別措置に関する規則

（平成二十八年五月六日規則第百七十七号）

（趣旨）

第一条　この規則は、平成二十八年度における弁護士会の活動の活性化に要する費用を補助するため、弁護士会支援費の支給に関する措置を定めるものとする。

（弁護士会支援費の支給）

第二条　本会は、平成二十八年度に限り、次の各号に掲げる費用のいずれかを補助するため必要と認めるときは、弁護士会に対し、弁護士会支援費を支給する。

一　広報に関する活動に要する費用

二　法律相談センターの活性化に関する活動に要する費用

三　若手会員への支援に関する活動に要する費用

2　弁護士会支援費の上限は、一弁護士会当たり百万円とする。

（支給の申請）

第三条　弁護士会支援費の支給を受けようとする弁護士会は、平成二十八年十二月三十一日までに、次に掲げる事項を記載した書面を本会に提出して申請をしなければならない。

一　申請に係る活動が前条第一項各号の活動のいずれであるかの別及びその内容

二　支給を受けようとする金額

2　会長は、前項の申請を受けたときは、速やかに支給の可否及び上限の金額を決定し、申請をした弁護士会に通知する。

（支給の実施）

第四条　前条第二項の規定により支給する旨の通知を受けた弁護士会は、平成二十九年二月二十八日までに、申請に係る活動に関する報告書、当該活動に支出した費用の明細書その他本会が指定する書類を本会に提出しなければならない。

2　本会は、前項の書類の提出を受けたときは、申請に係る活動に支出した費用に相当する額の弁護士会支援費を支給する。ただし、前条第二項の規定により決定した金額を限度とする。

附　則

1　この規則は、平成二十八年五月六日から施行する。

２　この規則は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。